



着任のご挨拶

島根県出雲県土整備事務所
所長 宮川 治

この度の異動によりまして、出雲県土整備事務所長に就任いたしました宮川治でございます。出雲県土整備事務所勤務は初めてでございます。どうぞよろしくお願いたします。

貴協会並びに会員の皆様方には、「活力ある島根」の実現に向け、本県が取り組んでいます社会資本整備に対しまして、平素より格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、昨年8月、政権が交代し、新たな政権による政策転換により平成22年度の国の予算では公共事業予算が大幅な削減となりました。県としては、景気の回復と雇用の確保を図るため、平成22年度当初予算において、県単独事業の追加措置を行い切れ目のない経済対策を実施する予算を編成しました。公共事業については、当初予算と2月補正合わせた予算ベースで対前年を上回る公共事業予算を確保し、遅れている社会資本の整備を推進していくこととしています。

現在、当事務所では「自立的に発展できる快適で活力ある出雲圏域の創造」をめざして、

- 産業振興、広域観光圏の形成を支援する広域・アクセス道路の整備
- 快適な都市環境の形成を目指した街路整備
- 安全で安心して暮らせる地域をつくる河川、砂防等の整備
- 海の物流・交流の拠点としての港湾整備 などの施策を展開しています。

事業の執行に当たっては、引き続き、限られた事業費で最大限の効果が発揮できるよう効率的・効果的な執行に努め、管内の社会資本の整備を着実に進めていきたいと考えております。また、従来から入札制度改革に取り組んでいますが、さらなる公共工事の品質確保や透明性・競争性の向上を目指して、引き続き、総合評価方式の拡充などに取り組むほか、県内業者への優先発注や県内資材の優先にも取り組んでいきます。

建設業を取り巻く状況が厳しい中、皆様方には経営基盤の改善や新技術・新工法の導入などに取り組まれ、さらに、地域の安全・安心を守るため地域貢献や安全対策などにも積極的に取り組まれています。

「国土学」を提唱されています大石久和氏は著書の中で、「美しいニッポンを後世に残すために」として、過去の人々の努力を引継いで、国土に働きかけてよりよい国土にして、次世代に引き継いでいくことは我々の責務であると述べられています。

今後とも地域の発展に重要な役割を担っておられます皆様方と一層の連携を図り、地域住民から信頼される社会資本整備を進め、よりよい地域にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

最後になりましたが、島根県建設業協会出雲支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、着任の挨拶といたします。

《独立行政法人 雇用・能力開発機構からのお知らせ》

建設雇用改善助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

建設教育訓練助成金

NO.	種類	概要	助成率及び限度額
①	認定訓練 第1種 (訓練経費)	中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業費補助金(運営費)又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	1人1月(コース又は単位)当たり1,800円から25,000円を限度(訓練の課程により助成額が異なります。)
	第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用・能力開発機構からキャリア形成促進助成金を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり5,400円又は7,000円を限度(訓練の課程により助成額が異なります。)
②	技能実習 第2種 (実習・受講経費)	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、又は、登録教育機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成	一の技能実習について1日13万円(別に定める要件の場合は20万円)かつ20日分を限度
	第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の技能実習等について1人1日当たり7,000円かつ20日分を限度
③	通信教育訓練 第2種 (受講経費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成	一の教育訓練の受講料(教科書代・教材費含む)の1/2、1人当たり10万円を限度
④	就業機会確保 事業教育訓練 第2種 (訓練経費)	建設業労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために就業機会確保事業教育訓練を行った場合、経費の一部を助成	教育訓練の実施に要した経費の1/2(中小建設事業主の団体については2/3)、1コースあたり5万円を限度
	第4種 (賃金)	建設業労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで就業機会確保事業教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	支給対象賃金の1/2(中小建設事業主は2/3)、一の対象教育訓練について150日分を限度
⑤	受講援助	中小建設事業主が雇用する建設労働者に三田建設技能研修センター(兵庫県三田市)又は富士教育訓練センター(静岡県富士宮市)が実施する職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成	一の受講について、受講のために旅費として負担した額の1/2
	職業訓練推進 第3種 (運営費)	要件を具備する職業訓練法人が広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施した場合、運営費の一部を助成	支給対象費用の2/3、一事業年度9,000万円を限度(別に定める規模未満の職業訓練を行う場合は、その規模により、7,500万円又は6,000万円又は4,500万円を限度)
	施設等設置整備 第3種 (設置整備費)	要件を具備する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行った場合、経費の一部を助成 注:用途変更禁止期間が設定されます。	設置整備費用の1/2、3億円を限度

建設事業主雇用改善推進助成金

NO.	種類	概要	助成率及び限度額
⑥	建設事業主 雇用改善 推進助成金 (事業費)	中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注:中小建設事業主以外の建設事業主が関係諸人の雇用改善を図るために事業を実施した場合に、対象となる助成金もござります。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

建設事業主団体雇用改善推進助成金

NO.	種類	概要	助成率及び限度額
⑦	地域団体 全国団体 第1種 (事業費)	建設業の事業主団体(※イ)が傘下企業の雇用管理の改善が必要と思われる項目について、数値目標を設定し、機構の認定を受け、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注:全国団体にあつては(※イ)は要件を具備する中小建設事業主の団体又はその連合団体	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円(※ロ)を限度(体系的処遇改善事業等の別に定める事業については、支給対象費用の2/3、一事業年度当たりそれぞれの事業ごと100万円(※ハ)を限度(若年労働者の採用事業等は200万円(※ニ)を限度)が追加されます。 注:全国団体にあつては(※ロ)=1000万円(※ハ)=400万円(※ニ)=800万円

建設業人材育成支援助成金

NO.	種類	概要	助成率及び限度額
⑧	建設業人材 育成支援 助成金 (事業費)	建設業の事業主団体が将来の建設業を支える人材を育成・確保していくための事業計画について、数値目標を設定し、機構の認定を受け、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、その事業費の一部を助成	支給対象費用の2/3、一事業年度当たり800万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

★上記助成金の詳細につきましては、別途パンフレットを作成しておりますのでご利用下さい。

●お電話でのお問い合わせは全国どこでも

ナビダイヤル 0570-001154

- ご利用時間は9:00~17:00(土日祝日は休業)。
- 最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに自動転送されます。
- 携帯電話・PHSからはご利用になれません。
- NTT回線以外の方は、一部つながらない場合があります。
- 通話料金はお客様負担となります。

☆機構都道府県センターでは、建設業に働く皆様の雇用改善、能力の開発向上を図るため、雇用管理に関して総合的に相談・援助を行っています。

当機構の助成金についてインターネットで情報提供しております。http://www.ehdo.go.jp/ (H22.4)

☆建設雇用改善助成金とは建設事業主等が行う建設労働者に対する雇用改善等の措置について、経費や賃金の一部を助成することによって、建設業務に必要な労働力の確保及び建設労働者の雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

ご利用できる方と取り組んだ事業、助成金の種類は図のようなイメージです。なお、一例を関連付けたものであり、必ずしも助成金を活用できるわけではありません。

中小建設事業主

※印は上記以外の建設事業主を含む

●建設労働者の技能向上を図りたい

- 例)・職業能力開発促進法に規定する建設関連の認定訓練を受けさせたい。
 ・労働安全衛生法で定められた技能講習・教習を受けさせたい。
 ・技能検定にチャレンジさせたい。
 ・建設関連の通信訓練を受けさせ資格を取らせたい。



建設教育訓練助成金

- | | |
|--------------------|------------------|
| 認定訓練 (第1種、第4種) ……① | 就業機会確保事業 ……④ |
| 技能実習 (第2種、第4種) ……② | 教育訓練 (第4種) ※ ……④ |
| 通信教育訓練 (第2種) ……③ | 受講援助 (第3種) ……⑤ |

●建設労働者の雇用管理の改善を図りたい

- 例)・労働者の雇用の管理に関し必要な知識を習得させるための研修を受けさせたい。
 ・期間を定めて雇用する建設労働者に対して健康診断を受診させたい。
 ・建設現場においてより快適で清潔な環境で仕事ができるように、食堂、休憩室等の整備を行いたい。
 ・建設労働者の募集・採用を行うための企業案内を作成したい。



建設事業主雇用改善推進助成金※ ……⑥

中小建設事業主の団体又は連合団体

※印は上記以外の建設業の事業主団体も含む

●建設労働者の技能向上を図りたい

- 例)・職業能力開発促進法に規定する建設関連の認定訓練を実施したい。
 ・建設工事に必要な機械の運転についての実習を実施したい。



建設教育訓練助成金

- | | |
|------------------|---------------------|
| 認定訓練 (第1種) ……① | 職業訓練推進 (第3種) } ……⑤ |
| 技能実習 (第2種) ……② | 施設等設置整備 (第3種) } ……⑤ |
| 就業機会確保事業 ……④ | 注：広域職業訓練法人に限る |
| 教育訓練 (第2種) ※ ……④ | |

●建設労働者の雇用管理の改善を図りたい

- 例)・労働者の雇用の管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施したい。
 ・無料職業紹介事業等の建設労働者需給調整事業を実施したい。
 ・若年建設労働者、高齢建設労働者、女性建設労働者の活用を促進したい。



建設事業主団体雇用改善推進助成金

- | |
|--------------------|
| 地域団体 (第1種) ※ } ……⑦ |
| 全国団体 (第1種) } ……⑦ |

●将来の建設業を支える人材の育成・確保を図りたい

- 例)・中高校生等に対する現場見学会や職場体験を実施したい。
 ・建設系工業高校等の教員に対する実践的技能研修を実施したい。



建設業人材育成支援助成金※ ……⑧

【建設事業主】とは、建設労働者を雇用して建設事業を行う者をいいます。建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる一人親方及び同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主は、この助成金の対象となる建設事業主にはあたりません。

【中小建設事業主】とは、「建設事業主」のうち資本金若しくは出資総額が3億円以下、又は、常用労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

【建設事業主団体】とは、「建設事業主」を直接又は間接の構成員とする団体又はその連合団体をいいます。

【中小建設事業主の団体又は連合団体】とは、「建設事業主団体」であって団体を構成する建設事業主のうち「中小建設事業主」が3分の2以上のものをいいます。

【建設業の事業主団体】とは、「建設事業主団体」及び建設業の振興を図るための各種事業を実施する財団法人の総称をいいます。

【中小建設事業主等】とは、「中小建設事業主」及び「中小建設事業主の団体又はその連合団体」をいいます。